

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

355 放射性医薬品基準ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム(99mTc) (核医学4、神経30、循環器12、医学放射線3)

《令和4年2月28日新規》

- **標榜薬効 (薬効コード)**
放射線医薬品 (430)
- **成分名**
放射性医薬品基準ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム(99mTc) 【注射薬】
- **主な製品名**
クリアボーンキット、クリアボーン注
- **承認されている効能・効果**
骨シンチグラムによる骨疾患の診断
- **承認されている用法・用量**
 - (1) クリアボーンキット
 - ア 調整法
本品を冷蔵庫から取り出し、約5分間放置して室温にもどす。本品1バイアルあたり、日本薬局方過テクネチウム酸ナトリウム(99mTc)注射液3～9mLを無菌的に加える。振とうして内容物を溶解し、室温に10分間放置することによりヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム(99mTc)注射液を得る。
 - イ 骨シンチグラフィ
通常、成人には555～740MBqを肘静脈内に注射し、1～2時間の経過を待って被検部の骨シンチグラムをとる。
投与量は、年齢、体重により適宜増減する。
 - (2) クリアボーン注
通常、成人には555～740MBqを肘静脈内に注射し、1～2時間の経過を待って被検部の骨シンチグラムをとる。
年齢、体重により適宜増減する。
- **薬理作用**
骨親和性放射性物質の特に骨新生が盛んな部位への集積
- **使用例**
原則として、「放射性医薬品基準ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム(99mTc) 【注射薬】」を「心シンチグラムによる心アミロ

イドーシスの診断」に対して使用した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

○ 留意事項

当該使用例の用法・用量

(1) クリアボーンキット

ア 調整法

本品を冷蔵庫から取り出し、5分間放置して室温にもどす。本品1バイアルあたり、日本薬局方過テクネチウム酸ナトリウム（ ^{99m}Tc ）注射液3～9mLを無菌的に加える。振とうして内容物を溶解し、室温に10分間放置することによりヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム（ ^{99m}Tc ）注射液を得る。

イ 心シンチグラム

被験者に555～740MBqを肘静脈内に注射し、2又は3時間後に心シンチグラムをとる。

(2) クリアボーン注

被験者に555～740MBqを肘静脈内に注射し、2又は3時間後に心シンチグラムをとる。